

電子申請を行う場合のアクセスコードです。

P.7の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

令和2年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・一般拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業総括表から転記してください。

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

令和2年度の工事实績に基づく「賃金総額」の2倍を上まわらず2分の1を下まわらない限り令和2年度と同額で算定してください。

(2倍以上もしくは2分の1以下となる場合の計算方法については、最寄りの労働基準監督署、労働局へお問い合わせください。)

令和3年度メリット制適用事業場においてはここに「メリット」と印字されています。同封の「令和3年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。) なお、確定保険料の不足額及び一般拠出金は延納できませんので第1期に納付してください。

⑳欄 「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。
 ※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。
 ※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。
 ※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

㉑欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 400,000円	－	⑩(イ)欄 確定保険料額 428,639円	=	⑳欄 差引額 (ハ) 不足額 28,639円
----------------------------	---	-----------------------------	---	------------------------------

※充当の例 P.22以降を参照してください。

㉒欄、㉓欄 「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じたら新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)
 ※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。
 (歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)
 ※金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。

令和3年 6月 21日

※各種区分
管轄(2) 751 業種 3501
あて先 〒 XXX-XXXX
〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇労働局 tky13rlz
労働保険特別会計歳入徴収官殿

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
 (イ) 1000分の(イ) 428639 (項12) 円
 (ロ) 1000分の(ロ) 428639 (項14) 円
 (ホ) 1000分の(ホ) 428639 (項18) 円
 (ヘ) 1000分の(ヘ) 803 (項19) 円

⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
 (イ) 1000分の(イ) 428639 (項21) 円
 (ロ) 1000分の(ロ) 428639 (項22) 円
 (ホ) 1000分の(ホ) 428639 (項26) 円

⑰ 納付回数 3

⑱ 申告済概算保険料額 400,000 円
 ⑲ 増加概算保険料額 (⑲の(イ)－⑱) 円
 ⑳ 納付回数 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3

㉑ 今期納付額(イ) 171,520 円 (ロ) 一般拠出金当額 803 円 (ハ) 今期納付額(ニ)＋(ホ) 172,323 円

㉒ 事業又は作業の種類 建築事業
 ㉓ 事業廃止等理由 (1)廃止 (2)委託 (3)轉明 (4)労働者なし (5)その他

⑳ 郵便番号 XXX-XXXX (XXX) XXX-XXXX
 (イ)住所 (法人のときは法人の本拠地) 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇
 (ロ)名称 株式会社〇〇工務店
 (ハ)氏名 代表取締役 〇〇〇〇

社会保険 作成年月日・提出代理者の表示 氏名 電話番号

労働保険 記載欄

労働保険収入及び一般拠出金収入
 労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118 ※令和 03 年度
 翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

労働保険料 十億千百万千百十円 171520
 一般拠出金 十億千百万千百十円 803
 納付額(合計額) 十億千百万千百十円 172323

あて先 〒 XXX-XXXX 〇〇市〇〇 〇-〇-〇
 上記の合計額を領収しました。
 領収日付等